

建築基準法第43条第2項第1号に基づく認定基準

宇部市建築指導課

平成31年4月

建築基準法第43条第2項第1号の規定に関し、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上の支障の有無を判断する際の基準は、以下のとおりです。

なお、以下の基準とは別に、建築基準法施行規則（以下「省令」という。）第10条の3第1項、第2項及び第3項を満足する必要があります。

- ①建築基準法、山口県基準条例及び宇部市建築基準法施行細則において「道路」とあるのを「省令第10条の3第1項第1号又は第2号に定める道」に読み替え、これらの規定に適合していること
- ②敷地内の雨水及び汚水等の排水処理が適切に行われること
- ③省令第10条の3第1項第1号に該当するもので、宅地を整備し新築する場合は、公共の用に供する道の所有者又は管理者の建築すること等の協議書が添付されていること
- ④敷地が土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定される土砂災害特別警戒区域に含まれていないこと
- ⑤その他、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

※省令第10条の3第1項第1号に規定する「農道その他これに類する公共の用に供する道」は、農道や港湾道路等で、公的機関が管理する道が該当します。